

物価高騰対応給付金(令和6年度住民税非課税世帯)子育て世帯への加算給付金申請書(請求書)
(令和6年12月14日以降に出生した児童の申請をする場合)

東海村長 殿

村受付印

申請期限 令和7年5月30日(金)

物価高騰対応給付金(令和6年度住民税非課税世帯)に対象となっていることから、こども加算について追加で申請します。
裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

※今回申請する令和6年12月14日から令和7年5月30日に生まれた児童については該当するこども加算該当(今回)欄に○を付ける。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	性別	生年月日	現住所と令和6年1月1日 時点の住所が異なる		令和6年度 住民税課税状況		こども 加算 該当 (今回)
					異なる場合には令和6年1月1日 時点の住所を記載		均等割	所得割	
1	(申請者)	本人			☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告	☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告	
2				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告	☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告	
3				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告	☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告	
4				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告	☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告	
5				明・大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告	☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告	

3. 振込口座

☐非課税世帯給付金申請・請求者名義の口座に振り込みを希望します。

※原則この口座への振り込みになります。

☐変更を希望するので金融機関の口座確認書類と本人確認書類を添付のうえ申請します。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁 4.信連 連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入ください	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見 開き左上またはキャッシュカードに記載された記 号・番号をご記入ください。	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、東海村役場価格高等支援給付金担当(電話029-212-8822)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 東海村物価高騰対応給付金(令和6年度住民税非課税世帯)加算給付金の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金(こども加算)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
- 【住民税非課税世帯の場合】
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ すでに該当児童分の給付金(こども加算)の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金(こども加算)の支給要件の該当性等を審査等するため、村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、村において支給決定をした後は、給付金(こども加算)の請求書として取り扱います。
- 村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年5月30日までに、村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(こども加算)が支給されないことに同意します。
- ⑦
- ⑧ 給付金(こども加算)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(こども加算)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(こども加算)を返還します。

提出書類

- ☐ 物価高騰対応給付金(令和6年度住民税非課税世帯)子育て世帯への加算給付金申請書(請求書)
(令和6年12月14日以降に出生した児童の申請をする場合)(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名